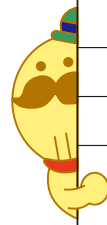


# 保険・年金



区分	必要な納付額	年金額の計算	受給資格期間
全額免除	0円	1/2	入ります
3/4免除	4,150円	5/8	
半額免除	8,310円	3/4	
1/4免除	12,460円	7/8	
納付猶予 (50歳未満のかた)	0円	-	



今年度(7月)令和4年6月分の国民年金保険料の免除または納付猶予を希望する場合は、申請が必要です。(本人・配偶者・世帯主の所得審査あり)免除期間の取扱いは、左表のとおりです。免除などが承認された期間は、10年以内であれば、追納することができません。

## おしらせ ひろば



### 国民年金保険料免除申請を受付

◆**高齢受給者証の更新**  
70歳か74歳のかたが持つ高齢受給者証の有効期限は7月31日(または75歳の誕生日の前日)です。  
新しい高齢受給者証は、令和2年中の所得をもとに負担割合を再判定し、7月中に送付します。  
なお、70歳の誕生日を迎えるかたは、誕生月の下旬(1日生まれのかたは誕生月の前月下旬)に翌月1日から使える高齢受給者証を

◆**国民健康保険加入のかたへ**  
◆**新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長**

◆**継続申請**  
令和2年度に全額免除または納付猶予の承認をうけた継続申請を希望したかたは、今年度も継続して申請があったものとして所得審査を行いますので申請の必要はありません。  
審査の結果、承認されなかったかたで、一部免除などを希望する場合は改めて申請が必要です。  
**申請・問合せ先** 貝塚年金事務所 ☎072・431・7274

◆**負担割合 2割**  
①に該当しないかた  
◆**限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新**  
医療機関で提示すると、同月内の各医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。交付には申請が必要です。有効期限は7月未了です。8月以降も必要な場合は、必ず更新手続きをしてください。  
なお、70歳以上の住民税課税世帯で2割負担のかた、3割負担で課税所得690万円以上のかたは、限度額適用認定証は不要です。  
**適用** 申請月初日から適用(申請月の前月以前の分は、さかのぼって適用されません)。  
※いづれも郵送による申請も受付していません。ホームページから申請書をダウンロードし、返信用封筒を同封して郵送してください。  
**申請方法** 申請書(印鑑は朱肉を使用するもの)・国民健康保険証(更新の際は、現在お持ちの限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証)の写しを郵送または窓口へ  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長**  
市国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が新型コロナウイルス感染症に

◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 労務に服することができなかった期間  
◆**支給対象日数** 労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日より、労務を予定していた日数分  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

◆**支給期間** 令和2年1月1日(令和3年9月30日)の間で、労務に服することができなかった期間  
◆**支給額** (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数  
**申請方法** 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(①世帯主②被保険者③事業主④医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)・振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ  
※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロードできます。  
**申請締切** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年  
**申請・問合せ先** 国保年金課 ☎072・433・7273

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**郵送での申請にご協力ください。**

〒597-8585  
畠中1-17-1  
貝塚市役所 国保年金課へ



## 警察

### 違法薬物の乱用防止

大麻など違法薬物の売買にSNSが悪用されています！

問合せ先 貝塚警察署 ☎072-431-1234

大麻に対する「危険性・有害性はない」といった情報は、**誤り**です！  
SNSの怪しい誘いに、軽い気持ちで返信すると



○**捕まる!**  
違法：大麻を所持することは、大麻取締法により5年以下の懲役(営利目的の場合は7年以下の懲役、情状により200万円以下の罰金を追加)と規定されています。

○**薬物依存!**  
有害：大麻の成分であるTHC(テトラヒドカンナビノール)は、脳内の記憶を司る海馬に影響し、不安やパニックなどのほか、神経疾患を発症させるリスクを上昇させるなど中枢神経に影響を及ぼします。

○**家族や人間関係の崩壊!**  
危険：大麻の使用は、覚醒剤やコカインなど、他の薬物乱用に繋がる危険性が高まります。違法薬物の使用がきっかけとなり、事件・事故を起こす場合もあるなど、社会や周りの人々にも重大な影響を与えます。  
※怪しい誘いを見つけたときは、安易に返信せずに相談窓口ご連絡ください。

警察相談窓口 #9110

### 振込め詐欺や悪徳商法などの電話に不安を感じませんか? 迷惑電話防止装置を無料で貸出します

市では、特殊詐欺被害の防止を図るため、高齢者を対象に迷惑電話防止装置を無料で貸出します。設置は、市が委託する業者が自宅に伺い行います。

今使われている電話機に装置を接続するだけで、警察などが収集した迷惑電話(オレオレ詐欺・還付金詐欺など)を自動的に着信拒否できます。

ただし、発信者の電話番号を表示するサービス(ナンバーディスプレイなど)への加入が必要です。

**対象** 65歳以上(親族などからの代理申込可)

**サイズ** 縦8.6cm×横10cm×高さ4cm

**貸出回数** 23台(先着順)

**貸出期間** 1年間(貸出日の翌月1日から)

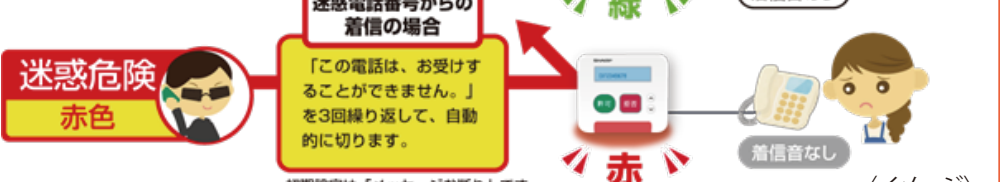
※貸出期間終了後、継続して使用を希望されるかたには引続き装置を無料で貸出します。ただし、2年目からデータ使用料が月額400円(税別)必要です。

**申込用紙の配付** 窓口・郵送・ホームページからダウンロード

※郵送の場合はお電話ください。

**締切** 令和4年2月28日(月)

**配布・申込・問合せ先** 危機管理室 ☎072-433-7392



<イメージ>